

令和8年6月25日 現在

No.	対応状況	発生日	起票元	資料	懸案・課題	状況・回答	調整担当	完了日	備考
13	仕掛	R7.6.11	令和7年度第1回合同WT	高額介護合算療養費の支給手続き簡素化について	令和4年度地方分権改革に関する提案募集での提案事項をうけ、高額介護合算療養費の支給申請手続きの簡素化が可能となる見込みであることから、国保標準仕様書への反映を検討する必要がある。	【6/11】 機能要件の整理にあたっては、国保総合システム等との連携仕様や、申請書の帳票レイアウト等について、介護及び後期との調整を行う必要があるが、現時点においても継続して検討が行われている状況である。 このような状況を鑑み、国保標準仕様書への取り込みについては【第1.6版】（令和8年1月公開予定）にて行う予定。 【6/25】 国保標準仕様書への取り込みについては【第1.6版】（令和8年1月公開予定）にて行う予定とする。 【11/10】 「市町村が行う国民健康保険の高額介護合算療養費の支給申請の手続の簡素化等について」（令和7年10月31日事務連絡）が発出され、改正の趣旨及び概要について通知されたことから、必要となる機能を整理した事務局案を国保標準仕様書【第1.6版】（案）に反映し、本WTにてご意見をいただき、その結果を踏まえて対応を行うこととする。 【11/26】 令和7年11月10日に実施した合同ワーキングチームにて、特段ご意見はなかったため、引き続き令和7年12月上旬に実施予定の全国意見照会結果を踏まえて対応を行うこととする。 【1/13】 国保標準仕様書【第1.6版】（案）に反映して全国意見照会のご意見を取り込み済み。第4回検討会において最終承認後、クローズ予定。 【1/22】 国保標準仕様書【第1.6版】（案）に反映して全国意見照会のご意見を取り込み済み。第4回検討会において最終承認後、クローズ予定。 【6/10】 令和7年度第4回検討会において最終承認いただいたため、クローズさせていただく。 【6/25】 令和7年度第4回検討会において最終承認いただいたため、クローズさせていただく。	事務局	R8.6.25	
14	仕掛	R7.8.7	令和7年度第2回合同WT	生活保護システムとの連携機能について	国保標準仕様書及び機能別連携仕様において、生活保護システムから生活保護受給者の情報を連携する機能は規定されていないが、「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について（保発0120第7号令和5年1月20日）」の省令により、世帯主による喪失の届出は省略可能と示されていることから、生活保護受給情報の連携が必要ではないかといった市区町村からの問合せを受けて、要件追加の検討を行う必要がある。	【8/7】 生活保護システムから国保システムへの生活保護受給者情報の連携について、生活保護システム標準化検討会事務局に確認したところ、令和8年1月末の改版にて連携機能の追加が可能である旨の回答をいただいたため、国保標準仕様書について令和8年1月末の改版において機能要件を追加することに加え、デジタル庁に対しデータ要件・連携要件に追加いただくよう依頼する方向で検討する。 【11/10】 第2回WTにて示した機能要件（案）をもとに国保標準仕様書【第1.6版】（案）に反映し、本WTにてご意見をいただき、その結果を踏まえて対応を行うこととする。 【11/26】 令和7年11月10日に実施した合同WTにて、特段ご意見はなかったため、引き続き令和7年12月上旬に実施予定の全国意見照会結果を踏まえて対応を行うこととする。 【1/13】 国保標準仕様書【第1.6版】（案）に反映して全国意見照会のご意見を取り込み済み。第4回検討会において最終承認後、クローズ予定。 【1/22】 国保標準仕様書【第1.6版】（案）に反映して全国意見照会のご意見を取り込み済み。第4回検討会において最終承認後、クローズ予定。 【6/10】 令和7年度第4回検討会において最終承認いただいたため、クローズさせていただく。 【6/25】 令和7年度第4回検討会において最終承認いただいたため、クローズさせていただく。	事務局	R8.6.25	
15	仕掛	R7.8.19	令和7年度第2回合同WT	標準化期限後における適合基準日の考え方について	（別紙2）機能・帳票要件において実装必須機能に対し規定している適合基準日について、標準化期限（令和8年4月1日）後に制度施行を迎える制度改正対応に係る機能の適合基準日は制度施行日とすることとしているが、各市町村における当該機能の国保システムへの適用は事前検証等の都合により制度施行日後となるケースも想定されることから、制度施行日以降に機能追加とする場合でも経過措置の申請等の対応が必要となるよう、適合基準日の考え方について検討を行う必要がある。	【8/19】 デジタル庁と調整を行ったうえで、制度施行日以降に機能追加とする場合でも経過措置の申請等の対応が必要となるよう、【第1.6版】（令和8年1月公開）以降の検討において適合基準日の記載を見直すこととする。 なお、【第1.6版】（令和8年1月公開）においては、令和8年4月1日に制度施行を迎える「子ども・子育て支援金対応」に係る実装必須機能について見直しを行う。 【11/10】 適合基準日に記載する条項の詳細については、厚生労働省にて検討中のため、方針が示され次第、仕様書へ反映を行い、あわせて本紙に考え方を示す予定とする。 なお、【第1.6版】（令和8年1月公開）においては、令和8年4月1日に制度施行を迎える「子ども・子育て支援金対応」に係る実装必須機能及び3章に示した「外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策」にて追加を予定している実装必須機能について見直しを行う予定。 【1/22】 子ども・子育て支援金対応に係る実装必須機能及び外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策の公共サービスメッシュを介した収納状況の連携に係る実装必須機能の適合基準日と、適合基準日の考え方について、国保標準仕様書【第1.6版】（案）へ反映済み。 外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策の外国人被保険者における収納状況の把握に係る機能については、厚生労働省にて検討中のため、方針が示され次第、仕様書へ反映を行う予定。 【6/10】 外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策の外国人被保険者における収納状況の把握に係る機能については、適合基準日に示すべき制度施行日が、厚生労働省にて引き続き検討中のため未反映となっている。方針が示され次第、仕様書へ反映を行う予定。 【6/25】 外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策の外国人被保険者における収納状況の把握に係る機能については、適合基準日に示すべき制度施行日が、厚生労働省にて引き続き検討中のため未反映となっている。方針が示され次第、仕様書へ反映を行う予定。	事務局		
16	未着手	R8.1.22	第1.6版全国意見照会	納入通知書の納付義務者情報の追加について	【第1.6版】（案）全国意見照会において、「納入通知書の送付先が納付義務者以外となる場合を考慮し、納付義務者氏名を表示できることを実装必須機能とすべき」といったご意見をいただき、項目追加について、検討を行う必要がある。	【1/22】 納付義務者氏名・住所を実装必須項目として追加する事務局（案）について、令和8年1月13日に実施した第4回合同WTにて議論させていただき、いただいたご意見をもとに再度事務局で方針を検討した結果、納付義務者氏名・住所を実装必須項目として【第1.6版】（案）の（別紙3）帳票詳細要件へ追加し、第4回検討会にお諮りする方針とさせていただくこととする。 一方、（別紙4）帳票レイアウトについては、市区町村等から意見が挙がることも想定されることから、令和8年度にWT及び検討会、全国意見照会を実施したうえで追加することとする。 【6/10】 令和7年度第4回WTに示した対象の28帳票について、帳票詳細要件への項目追加は【第1.6版】にて対応済み。 帳票レイアウトの変更例（5パターン）は令和7年度の対応において構成員より意見聴取済みのため、ご意見をふまえて対象の28帳票について、帳票レイアウトに反映を行う。 【6/25】 令和7年度第4回WTに示した対象の28帳票について、帳票レイアウトに反映を行い、WT構成員のご意見を反映済み。また、標準的な印字位置として帳票レイアウトを示すものの、当分の間は必要に応じて印字位置に変更することを可能とするよう、本紙に規定を追加済み。	事務局		